

[リサーチレビュー]

[2014 Vol4 No1]

[保険医学総合研究所]

[2014年1月]

[目次]

研究報告

復活制度と危険選択.....2

消費者向け研究報告解説

研究報告「復活制度と危険選択」の解説.....8

研究報告

復活制度と危険選択

報告者 所長 佐々木光信

1. はじめに

ソニー生命の無催告失効約款を巡る係争(以下、本係争と略す)の報道を契機に、失効や復活制度について保険業界や学者のみならず消費者からも注目される事になった(注1)。さて、東京高裁の差戻審判決(以下、差戻審判決と略す)では復活制度のあり方について言及はあった点が注目値するものの、具体論に踏み込んだ検討が為されているわけではない。本レポートでは、復活に焦点を当て、今後の復活制度のあり方について実務的視点で論考する。

さて、復活制度に焦点を当て議論する場合に、議論のポイントは3つ存在すると考えられる。

①失効と復活の法的意義

②復活制度の必要性和目的

③復活制度と危険選択

①の復活制度の法的位置づけは、失効の法的意義と大きく関係しており、既に多くの研究がされているので本レポートでは割愛し、②、③について考察していきたい。

2. 復活制度とは

そもそも復活は明治時代から約款に規定が存在するが、この制度がなぜ創設されたのか定かではない。復活制度の存在について保険契約者と保険者にとっての得失を勘案することで復活制度の背景を推測しておく必要はある。

差戻審判決も復活制度の利点を保険者と保険契約者の両側から比較している。その要旨を抜粋すると、保険者としては新契約費の回収と契約数減少の防止の面で利点がある。保険契約者にとっては新契約に入りなおすと保険料が高くなる、健康状態の悪化により加入できないあるいは新規契約の条件(契約者貸付の利率やその他の特約の内容等)が失効した契約に比較して不利となる可能性があることから復活制度は利点があると評価している。保険法の研究者からも凡そ同様の見解が紹介されている。

このように改めて復活制度の利点について分析して見ると復活制度の存在理由が理解されるのである。一方、復活実務は手数と費用が掛かることから保険者負担があることが指摘されており、差戻

審判決も研究者の報告でも復活制度は、より契約者に有利な制度と評価されている(注2)。学説や判例の見解は、以上の通りであるが、後述する契約者の「意図した失効」と「意図しない失効」の2つの集団では復活制度の利点は大きく変わるはずであり、どちらの集団に重きを置いて論説するかによって復活制度と復活における危険選択の必要性は変わるのである。

3. 復活における危険選択の必要性和復活のあり方

i) 危険選択の必要性

復活における危険選択(主に告知義務)の必要性については、逆選択が存在する以上、危険選択を必要とする見解が主である。また、前節に記述したとおり復活制度は、保険者よりも契約者により有利な取り扱いであるとすれば保険者が告知義務を課すことは問題なく、約款に告知義務があることを明記することは合理的であると評価されている。したがって復活は、未払い保険料を払い込めば自動的に承諾されるものではなく、危険選択条件付復活制度と解されているわけである。

一方、告知義務を無制限に認めることや、告知義務の存在自体を否定する見解もある。復活制度には復活の可能期間が限られていることや、失効後1ヶ月は無選択で復活できることを法定している米国の取り扱いと比較して、日本の復活制度の実務は厳しいというのが理由である。その結果、復活のあり方については再検討すべきとの意見が続くのである。

ii) 復活のあり方

復活の危険選択のあり方は、概ね保険者の自由裁量(保険者瑕疵の存在する場合など一部を除いて)とされてきた。しかし、告知義務の必要性には前述したとおり様々な見解があり、また危険選択の水準について差戻審判決でも言及され、最近では業界内の実務家からも復活制度のあり方に見直しが必要との意見が発せられようになり、具体的な制度の見直しについて検討する段階にきているのであろう。どのような復活の危険選択が適正か、従来の危険選択の紹介を含め論述する。

①逆選択に影響する要因

逆選択リスクの回避を検討するには、まず逆選択に影響する要因について分析する必要がある。以下に、考えられる要因を列举する。

- ・失効理由 (失効には解約意思の代替としての失効などの積極的失効すなわち「意図した失効」とうっかりした口座残高不足などの消極的失効すなわち「意図しない失効」の2集団では逆選択のリスクに差がある)(注3)
- ・契約の深度(長く継続した契約と契約早期に失効した契約あるいは複数回失効と復活を繰り返す契約では逆選択リスクに差がある)
- ・商品性1(保障性的か貯蓄性商品か、死亡保険か医療保険か、標準体保険か引受け緩和型保険なのか商品性の違いにより継続性のニーズにそもそも差があり、結果として逆選択リスクに差がある)

- ・商品性2(市場に契約の乗り換えが可能な商品や条件の有利なものが複数ある場合は、乗り換えが発生しやすく、特に低下解約返戻金の商品では解約手続きをとらない失効がみられる。乗り換えが容易であるのに条件の不利な商品の復活を取って選ぶ場合は逆選択リスクが懸念される)

- ・復活請求までの期間(失効後復活可能期間内のどの時点で復活請求されるかにより、逆選択リスクに差がある)

- ・未入金に対する督促方法(対面による入金勧奨にも係わらず失効した契約と書面通知の督促だけで失効した契約では、失効する意思に差があり、結果として逆選択リスクに差がある)

- ・保険金額、給付金額(新契約と同じく保険金額の多寡が逆選択リスクに影響する)

などが主なものである。中でも逆選択リスクに大きく影響するのは、失効の理由と復活請求までの期間であることが経験上考えられている。しかし、保険者が正確に把握できるのは商品情報と契約情報(失効までの継続状況や有効期間中の給付金の支払い状況など)であり、失効理由は復活請求者の申告情報でしか把握できないため、逆選択リスク防止を考える上では、情報の利用には工夫が必要になるのである。失効の理由は正確には把握できないが、復活請求までの期間にある程度意図が反映されていると考えられる。すなわち「意図しない失効」の復活については、多くの場合逆選択のリスクは低いと考えられる上に早期に復活請求されるものと想定されるのである。復活可能期間の満了日が到来する直前での復活請求は身体的危険の増加を認識した場合が多いと考えられ、「意図しない失効」であると申告がなされても、その全てを盲目的に信用し採用することは難しいのである。このように考えると逆選択リスクの大きさと復活請求までの期間は逆相関の関係にあると推認されるのである。

②従来の復活、簡易復活と緩和査定

復活制度は告知義務を除いてどのような選択手段で選択すればよいのか決めはない。保険業界には簡易復活の取り扱いが一般的に存在し、死亡保険について失効後一定期間であれば告知書で審査をするという「簡易復活」と呼ばれる制度が存在する。一般的には3ヶ月以内の取り扱いとなっている。新契約であれば医師の診査等が必要な契約であっても告知書で選択できるため、高額契約について手間の掛かる選択方法を簡素化して復活の選択を行うという契約者にとって有利な取り扱いとなっている。死亡保険の選択効果は、選択手段により大きく異なり引受け審査の精度が左右されるのであるから、医師の診査ではなく告知書の選択を容認することは選択手段の緩和である。

一方、業界では契約の深度に応じた復活の緩和査定が導入されている。すなわち、新契約では承諾されない病状でも復活においてはリスク評価を緩和して承諾するというものである。糖尿病に罹患し新契約の申し込みであれば謝絶になる病状であっても、一定範囲の糖尿病の状態であれば復活の場合には承諾するという内容である。当然、緩和する程度は会社によって異なり、逆選択を誘発する懸念のため緩和査定の導入の詳細は公表されていない。このように復活における緩和査定と簡易復活は、死亡保険を主力とした会社に普及している。

③選択情報利用制限付復活査定の導入について

復活における被保険者のリスクは新契約時と比較して増加しており、以下のように分類される。

ア:有効中発病失効期間中リスク増加分(糖尿病が失効前からあり、合併症があらたに失効期間中に発生するなどの場合)

イ:年齢相応リスク増加分(一般の被保険者集団の加齢相応のリスク増加分)

ウ:失効期間中新規に受傷あるいは発病した疾病によるリスク増加分(失効前、健康であったが失効期間中に発病した場合)

前述した主に死亡保険における緩和査定(以下、旧来の緩和査定と略す)は、ア)イ)のリスクを中心に配慮した査定でありウ)について特に分別していない。一方、差戻審判決についてはウ)について配慮すべきとの趣旨と解することができる。またア)やイ)に対する危険選択については、否定的であると読めるのである。表2に判決の関連部分を抜粋する。

表2:

「もっとも、本件のように、契約失効前すなわち保険契約者が被保険者の一員であった当時において、保険事故自体は発生していなかったとしても、既に健康を損ねていた場合においては、保険事故発生のリスクを共同で引き受けようとする意思が被保険者集団に存在していたと考えるのが相当であるから、契約の失効後に初めて健康を害した場合と異なり、失効前罹患の場合においては、保険契約の復活はある程度緩やかに認められるべきであり、保険者の裁量の余地は狭まるものと解される。」

以上の通り、復活の危険選択においては保険者の裁量に一定の制限があるという踏み込んだ内容となっている。具体的には、既存リスクを容認し、新規リスクについて危険選択の対象とすべきというものであり、旧来の緩和査定の方法では解決されていない。

差戻審判決の趣旨に合致させ、告知書による選択に馴染む形の実効性のある新たな復活の査定方法を導入するには、ウ)のリスクについてのみ査定する、即ち有効期間中に発生していたリスクに関する選択情報についてその利用を制限するという形で実現する方法が導入検討されるべきなのであろう(注4)。つまり選択情報利用制限付復活査定の導入である。ア)イ)のリスクを告知書による選択が中心である第三分野商品の復活査定で評価することは困難であったが、ウ)のリスクについては告知書でも評価できるので、告知書による審査が多い第三分野商品も選択情報利用制限付復活査定の導入することで、復活請求者へ有利な取り扱いが実現できると考えられるのである。

以上に述べた復活の危険選択における契約者有利取り扱いは、選択手段の緩和、引受け基準の緩和、査定に使用する選択情報の制限の3方法である。今後は、これらを組み合わせた危険選択が検討されることになろう。具体的に選択情報の利用を制限するという新たな方法をどのように実務に取り入れるのかは、告知の質問を失効日以後に限定する方法や従来と同じ告知書であっても査定の段階で失効日前後の医学的情報を取捨選択する方法などが考えられるはずである。

以上の考え方に基づいた復活の審査はすでに一部の会社では導入しているようであり、復活の案内文書に特別取り扱いがあることについて表1の記述を付記している会社が存在している。早期の復活請求に対しては「意図しない失効」とであると判断し、何らかの救済方法が導入されていることが窺いしれるのである。この復活の特別取り扱いは、第三分野商品も含めて導入されているため、前述したように選択情報利用制限付復活査定が実施されているものと推測されるのである。

表1:

失効日から3ヶ月以内に復活手続きをいただいた場合、健康状態の審査については、保険加入時に健康診断書の写しの提出や医師の診査を受診していただいたお客様でも「復活承認請求書」に告知をいただだけで手続きが可能です。また、新たに保険の申し込みをする場合にはお引受けできないような持病がおありの方でも、復活をお引受けできる場合があります。

4. おわりに

失効の規定を見直し、未払い保険料の督促(催告)について明記した約款を取り入れる会社が出現しているが、更に踏み込んで復活制度も廃止した会社がある。復活猶予期間中の契約の不安定性や、復活制度を巡る消費者とのトラブル等を検討した結果であることは想像に容易い。復活制度の廃止に関する評価は差し控えるが、保険の商品性、募集のあり方、消費者の属性等を考慮すると今後も復活制度の存在意義はあるものと考えられる。特に「意図しない失効」に対する復活制度は、救済制度として有用であることは多くの学者も同意している。加えて契約管理事務における第三分野商品の占率が高くなってきていることを勘案すると、第三分野商品への復活査定の緩和方法としては選択情報利用制限付復活査定について検討すべきであろう。なお、三浦氏が、「意図する失効」には契約者の解約意思の代替としての失効が存在するという慧眼のある分析を論説しているように、失効した契約者の意思を考慮しない一律の対応は今後更に検討すべきなのであろう(注5)。

多くの学者が報告しているように欧米各国でも未入金契約については何らかの規定が用意され、米国では1ヶ月以内の復活契約に関しては告知義務を課さない制度が法定されている。今回係争を契機として約款の失効規定の有効性および存否の是非について焦点があたり議論が白熱した。研究者のみならず実務者に与えた影響は大きく、保険料収納部門の担当者においては催告方法や失効判定の見直し機運が高まったのも事実であるが、この機会に復活制度の必要性を再度見つめなおし復活の承諾のあり方についても各社で検討すべきなのであろう。現実的には、選択情報利用制限付復活査定の導入が最良であると提言し本レポートを終わりたい。

なお、復活における危険選択の問題の延長線で、復活後の自殺免責の始期や不可争条項の考え方あるいは失効契約がある契約者からの新契約申し込みの対応および反社対応を含めた復活における環境選択の問題については、今回のレポートでは省略する。

注1:横浜地裁(原審) 平成20年12月4日 平成20年(ワ)第721号

東京高裁判決(差戻前控訴審) 平成21年9月30日 平成21年(ネ)第207号

最高裁判決(上告審) 平成24年3月16日 平成22年(受)第332号

東京高裁判決(差戻審) 平成24年10月25日 平成24年(ネ)第2459号

注2:復活制度は保険者より契約者に有利という見解が示されたが、当研究所としては異論のあるところである。飽和市場では契約者の失効による保有契約の喪失は、市場の喪失に他ならない。純粋

な新契約獲得より既契約者への重ね売りや、契約者家族への販売に重点を置く現在の営業の状況に鑑みると、復活制度は保険者にとっても大きいメリットが指摘できるはずであり、復活は保険者にとって一方的に不利な取り扱いと単純に結論付けるわけにもいかないと考えている

注3:三浦氏の報告では解約意思の代替としての失効は「意図した失効」、たまたま残高不足のような失効は「意図しない失効」と表現している。

注4:差戻し判決では、有効期間中の罹患リスクと言及しているが、実務上は一般的に発生リスクで運用し、疾病の罹患と発生は分けて扱われている。

注5:意図しない失効であることを契約者本人の申告だけでその全てを信用できないが、失効理由の証左を明示してもらい吟味するプロセスの導入と復活請求までの期間を評価する仕組みなど検討すべきであろう

主要資料

金融・商事判例 No1404 16 頁

金融・商事判例 No1395 14 頁

金融・商事判例 No1389 14 頁

金融・商事判例 No1327 10,19 頁

山下友信 保険法 352 頁

三浦達哉 生保経営第 81 巻 6 号 3 頁

潘阿憲 生保論集第 140 号 49 頁

福田弥夫 生保論集第 143 号 37 頁

福田弥夫 生保論集第 144 号 35 頁

某社「復活手続きのご案内」

消費者向け研究報告解説

研究報告「復活制度と危険選択」の解説

復活という制度は、消費者に馴染みのある保険の制度ではありません。保険契約は保険料が払い込まれて初めて保障が得られます(最近は例外もありますが)。当然のことですが、保険料の未払いが続くと保障が停止され、保険契約上は失効になります。契約が失効になると、契約者にとって様々な不都合が生じてしまいますので、再度保障を得られるようにする制度が用意されています。これが復活と言う制度です。復活するためには、保険会社に対して復活の請求をした上に、未払い部分の保険料を一括して支払う必要があります。また復活の請求をする際に、健康を損ねた方がいらっしゃるため、保険会社側では復活の可否を審査することになります。このような審査を危険選択といいますが、審査があることは一般によく知られていません。

さて、問題なのは元々の契約を加入したときより年齢も高くなり健康を阻害された方が多くいらっしゃいます。従って、新契約の際と同じように審査の判定をすると、復活できない方が増えてしまいます。更に、よくよく調べて見ると失効した理由も様々ですが、たまたま保険料が引き落としとなる銀行口座の残高が不足していたけれど、海外旅行に行っていた、入院していてすっかり残高不足を放置し失効してしまうこともあります。このような事情を考えると復活の審査は、かなり緩和してよいのではないのでしょうか。

これまで、復活の審査は保険会社の自由裁量でしたが、ソニー生命の契約者の失効を巡る裁判が最高裁で争われ、差戻しの高裁判決で過度な審査を制限するべきであるとの注目すべき判決がありました。これを契機として今後各社とも復活の審査実務を再検討する事になりそうです。

今回の研究報告では、新たな復活の審査方法を提案しています。